

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
第2編 酒税法関係	第2編 酒税法関係
第3条 その他の用語の定義 (共通事項)	第3条 その他の用語の定義 (共通事項)
1～6 (省略)	1～6 (同左)
7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。	7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最少限の次の物品	(2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最少限の次の物品
イ 酸類(乳酸 <u>(乳酸菌を含む。)</u> 、りん酸、りんご酸、無水亜硫酸塩、酒石酸)	イ 酸類(乳酸、りん酸、りんご酸、無水亜硫酸塩、酒石酸)
ロ～ハ (省略)	ロ～ハ (同左)
ニ <u>ビタミン類(チアミン塩酸塩)</u>	<u>(新設)</u>
ホ <u>酵母発酵助成剤(酵母細胞壁、りん酸アンモニウム、硫酸マグネシウム、チアミン塩酸塩、葉酸、パントテン酸カルシウム、ナイアシン、ビオチンの全部又は一部で組成されるもの)</u>	<u>(新設)</u>
ヘ <u>酸素、炭酸ガス(二酸化炭素)</u>	<u>(新設)</u>
(3)～(7) (省略)	(3)～(7) (同左)
8～13 (省略)	8～13 (同左)
第9条 酒類の販売業免許	第9条 酒類の販売業免許
第1項関係	第1項関係
19 酒類販売管理者の選任状況等の確認	19 酒類販売管理者の選任状況等の確認
(1) 酒類小売業免許の申請者に対しては、組合法第86条の9第1項に規定する酒類販売管理者に選任することを予定している者の有無について、免許申請書の「申請販売場の酒類販売管理者(選任予定者)の氏名・役職」欄への記載等により確認する。 なお、酒類販売管理者の選任予定者が未定である場合には、 <u>酒類販売業免許を受けた後遅滞なく</u> 酒類販売管理者を選任するよう指導する。	(1) 酒類小売業免許の申請者に対しては、組合法第86条の9第1項に規定する酒類販売管理者に選任することを予定している者の有無について、免許申請書の「申請販売場の酒類販売管理者(選任予定者)の氏名・役職」欄への記載等により確認する。 なお、酒類販売管理者の選任予定者が未定である場合には、 <u>酒類の販売業務を開始するまでに</u> 酒類販売管理者を選任するよう指導する。
(2) <u>酒類製造業者及び酒類卸売業者であって酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する者は、酒類の販売業務を開始するときまでに酒類販売管理者を選任するよう指導する。</u>	(新設)

改正後	改正前
<u>(注)「酒類製造業者」とは組合法第2条第2項に規定する者をいい、「酒類卸売業者」とは同法第2条第4項に規定する者をいう。</u> <u>(3)</u> 酒類販売管理者選任予定者に係る組合法第86条の9第5項に規定する研修の受講予定日等について確認し、免許取得前の受講を含め、できるだけ早期に当該研修を受講させるようしようようする。 第10条 免許の要件 第10号関係 1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義 法第10条《免許の要件》第10号に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。 申請者等が次の(1)から(8)のいずれかに該当する場合及び申請者が次の2から10に掲げる要件を充足していない場合には、申請者において、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものとして取り扱う。 (注) 申請者等とは、申請者、申請者が法人のときはその役員（代表権を有する者に限る。）又は主たる出資者をいう。 (1)～(4) (省略) (削除) <u>(5)～(7) (省略)</u> <u>(8) 申請酒類小売販売場において酒類の適正な販売管理体制が構築されないことが明らかであると見込まれる場合</u> <u>(注) 酒類の販売管理に関する取組の方法について審査を行うとともに、必要に応じて、酒類販売管理者の選任、酒類の表示等に関する助言等を行う。</u>	<u>(2)</u> 酒類販売管理者選任予定者に係る組合法第86条の9第5項に規定する研修の受講予定日等について確認し、免許取得前の受講を含め、できるだけ早期に当該研修を受講させるようしようようする。 第10条 免許の要件 第10号関係 1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義 法第10条《免許の要件》第10号に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。 <u>なお、申請者等が次の(1)から(8)のいずれかに該当する場合及び次の2から10に掲げる要件を充足していない場合には、申請者において、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものとして取り扱う。</u> (注) 申請者等とは、申請者、申請者が法人のときはその役員（代表権を有する者に限る。）又は主たる出資者をいう。 (1)～(4) (同左) <u>(5) 商法（明治32年法律第48号）第104条の規定による合併無効の訴え又は独占禁止法第18条の規定による合併・会社分割の無効の訴えが提起されている場合（訴えを提起した債権者に対し、裁判所が商法第106条の規定により相当の担保の提供を命じている場合を除く。）</u> <u>(6)～(8) (同左)</u> (新設)